

## ■ 農地中間管理事業が始まりました！

機構を通じて農地の貸し借りを  
行うので安心です。

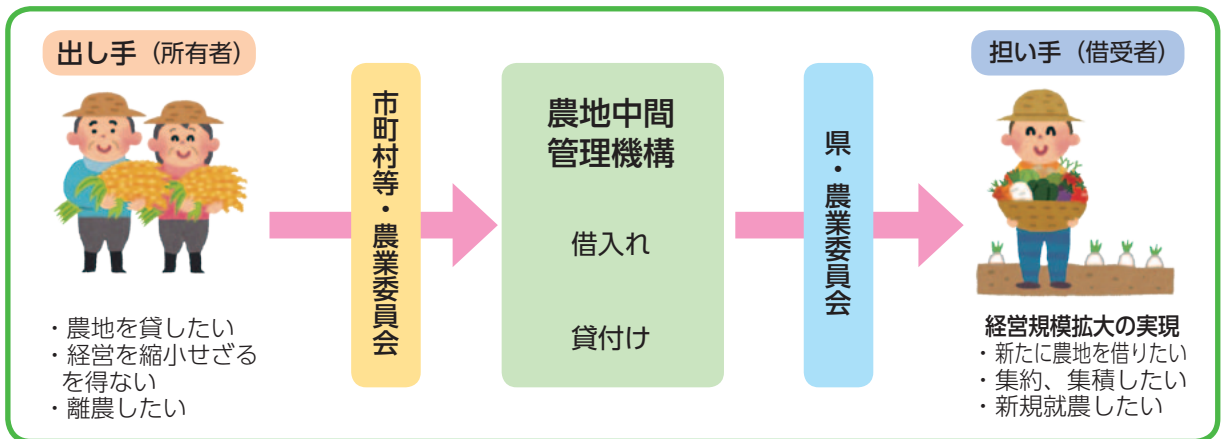
### ● 農地中間管理事業とは？

「農地中間管理機構」を通じて、農地の貸借をおこない、農地の集積・集約化、農業経営の規模拡大、新規参入の促進等による農用地等の効率的利用を促進し、農業の生産性の向上を図る事業です。

鹿児島県では「(公財)鹿児島県地域振興公社」が農地中間管理機構の指定を受け、市町村をはじめ関係機関と連携しながら農地集積を進めていきます。

農地の出し手と担い手の間に、営利を目的としない公的機関が介在するので、安心して農地の貸し借りが行えます。

### ● 具体的にはどんなことをするの？



### 【農地を貸したい方】

- (1) 農地所在地の市町村、農業委員会へご相談ください。
- (2) 窓口に備え付けの申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。
- (3) 機構が貸出希望農地の情報（市町村・大字・地目等、必要最低限なもの）をホームページ上に掲載し、借受希望者を募集します。

### 【農地を借りたい方】

- (1) 機構のホームページに貸出希望地域の情報を掲示します。
- (2) 借りたい農地が見つかりましたら、市町村、農業委員会または機構へお問い合わせのうえ、窓口にて借受希望申込みをしてください。

### 【機構集積協力金について】

- (1) 地域内の話し合いにより、地域内の農地を機構へ預けると、**地域集積協力金**が当該地域に交付されます。
- (2) 機構に**10年以上**農地を貸し付け、機構から受け手に貸し付けられると、**経営転換協力金**か**耕作者集積協力金**の交付対象となります。
- (3) 機構が貸出希望農地の情報（市町村・大字・地目等、必要最低限なもの）をホームページ上に掲載し、借受希望者を募集します。

**注：一定の交付要件を満たした場合に交付されます。**

### 【お問い合わせ先】

農地中間管理事業に関する詳細は、下記へお問い合わせください。

#### ■ (公財) 鹿児島県地域振興公社 (鹿児島県農地中間管理機構)

TEL 099-223-0223 (直通) FAX 099-227-9412

#### ■ 本庁産業振興課、田代支所産業建設課または農業委員会

TEL 0994-22-0511 (本庁)・0994-25-2511 (支所)